

令和6年度 特許・商標チャレンジコンテスト実施要領

1 目的

県内中小企業者等が出願した本県の産業振興に資する優秀な特許・商標案件を顕彰することにより、知的財産権の活用を促進し、産業競争力の強化を図る。

2 対象

	特許	商標
① 応募者の資格	<p>(1) 中小企業基本法第2条第1項の各号に該当する中小企業者のうち、県内に主たる事業所もしくは研究開発部門を有するもの。 ただし、県内に主たる事業所もしくは研究開発部門を有する特例子会社(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年7月25日法律第123号))に雇用された労働者が発明者に名を連ねる案件については、当該特例子会社による応募を認める。</p> <p>(2) 県内の大学、高専、短大、専門学校、高校</p>	
② 顕彰の対象となる案件	<p>上記①に該当する応募者が、令和6年1月1日から令和6年12月31日までに特許庁に出願完了した国内の特許案件であること。</p>	<p>上記①に該当する応募者が、令和4年1月1日から令和6年12月31日までに特許庁に登録完了した国内の商標案件のうち、活用実績を有するもの。(※1)</p>
③ 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・上記①に該当する応募者による応募は、特許及び商標それぞれ1者1件までとする。(応募内容は秘密厳守とするが、被顕彰案件となった場合、受賞企業等名、発明の名称及び概要等については公表する。) ・大学や高専、公設試験研究機関等との共同出願案件も可。この場合、代表となる県内企業等が応募する。個人名での出願は不可とするが、①(2)による応募の場合は認める。 	

※1 対象案件を使用した製品やサービスが国内外において販売実績がある、ライセンス収入を得ている等。

3 応募期間

令和6年12月9日(月)から令和7年2月3日(月)まで(必着)

4 選考基準、賞金及び被顕彰数

	特許	商標
(1) 選考基準	<p>ア 出願技術の新規性・独創性</p> <p>イ 企業化への実現可能性</p> <p>ウ 市場における発展性・将来性</p>	<p>ア 登録商標の独創性・印象性</p> <p>イ 商品・サービスとの関連性</p> <p>ウ 市場における発展性・将来性</p>

(2)賞金及び被顕彰数	1件あたり賞金20万円、被顕彰数3件以内。	1件あたり賞金5万円、被顕彰数4件以内。
-------------	-----------------------	----------------------

※賞金は、応募者あてに支払う。

5 顕彰式

令和7年3月に開催予定。

6 選考の手続

- ① 募集は一般公募の方法による。
- ② 応募案件については、チャレンジコンテスト選考審査会において調査及び審議を行う。
- ③ 選考審査会は被顕彰案件を選定し、知事に推薦する。
- ④ 知事は、選考審査会の推薦を受け、被顕彰案件を決定し、これを表彰する。

7 応募書類（各8部提出）

特許
<ol style="list-style-type: none"> ① 応募用紙（別紙様式） ② 出願書類の写し（明細書・図面も含む） ③ 出願番号受領書の写し ④ 明細書中で引用されている類似技術、先行技術等についての資料 ⑤ 応募時直近の決算報告書 ⑥ その他（参考資料、会社案内パンフレットがあれば添付すること）
商標
<ol style="list-style-type: none"> ① 応募用紙（別紙様式） ② 出願書類の写し ③ 出願番号受領書の写し ④ 商標の活用実績が確認できる書類 （登録商標を使用した製品やサービスに係る販売契約書等を一事例） ⑤ 応募時直近の決算報告書 ⑥ その他（参考資料、会社案内パンフレットがあれば添付すること）